

民生常任委員会

1 開 議 平成28年3月14日(月)

2 場 所 南別館2階会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第15号 大田原市消費生活センター条例の全部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第25号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第23号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第24号 大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

民生常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	小林正勝	出席
委員	秋山幸子	出席
	印南典子	出席
	藤田紀夫	出席
	黒澤昭治	出席
	千保一夫	出席
	当局	佐藤宏
矢澤秀夫		出席
相澤康子		出席
齋藤雅徳		出席
福田好則		出席
藤田佳宏		出席
事務局	齋藤一美	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりであります。

当局の出席者は、佐藤保健福祉部長、矢澤市民生活部長、齋藤高齢者幸福課長、福田国保年金課長、藤田生活環境課長であります。

議事に入る前に申し上げます。質疑の方法は、申し合わせにより、本会議同様一問一答方式とし、3回までとなっておりますが、3回を超える場合は委員長の判断で行います。よろしくお願いいたします。

なお、質疑と意見、別の項目で用意してありますので、質疑は質疑、意見のほうで意見がある方はおっしゃってくださるようになさってください。

◎議案第15号 大田原市消費生活センター条例の全部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第15号 大田原市消費生活センター条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（矢澤秀夫君） 議案第15号 大田原市消費生活センター条例の全部を改正する条例の制定につきましては、生活環境課長のほうからご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 生活環境課長。

○生活環境課長（藤田佳宏君） それでは、議案書58ページ、よろしいでしょうか、大田原市消費生活センター条例の全部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

初めに、改正の理由でございますが、国におきまして消費者の安全、安心を確保するため、消費者安全法の一部が改正され、消費生活センターを設置する都道府県及び市町村においては、改正の消費生活安全法第12条第1項の規定により、消費生活センターの組織及び運営に関する事項で、消費生活相談等の事業の実施により得られた情報の適切な管理に関する事項等について条例で定めることとされたことから、必要事項を規定するため、大田原市消費生活センター条例を改正するものでございます。

次に、改正のご説明をさせていただきます。議案補助資料の62ページをごらんいただきたいと思います。全部改正でございますので、本来新旧対照表ではございませんが、改正前の条文と改正後の条文を並べて記載し、改正の内容を確認するため作成したものでございます。右側が全部改正後の条文でございます。

なお、条例の改正に当たりましては、内閣府令の基準を参酌することとなっております。改正後の第1条でございますが、みなしの設置を趣旨といたしまして、本条例が消費者安全法に基づく条例であること、

また同法による必要事項を記入していることを明確化しています。第2条では、改正前の条例と同様に、名称及び位置を定めてございます。第3条では、第1項で消費生活センターが行う事項について、消費者安全法第8条第2項各号に定める事項と規定しております。消費者安全法第8条第2項につきましては、資料の左側の下のほうに記載してございますので、参考としていただきたいと思います。

また、第2項におきましては、事務を行う日及び日時は規則で定めることとしております。なお、規則で定める事務を行う日時は、日曜日、土曜日、祝日、年末年始を除く日の午前9時から午後4時までとするもので定めてございます。

第4条ではセンター長及び必要な職員を、第5条では相談員の設置及び資格要件について定めてございます。第6条では、相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保について定めております。第7条では、相談員の資質の向上のための研修の機会の確保、第8条では相談業務及び情報の適切な管理を規定してございます。第9条では、細目的事項の規則への編入を規定し、条例先行規則において相談員の定数及び任期を定めております。

資料ページをお戻りいただきまして、60ページの5をおめくりいただきまして、改正文の最後でございしますが、附則におきまして、本改正条例の施行期日を改正消費者安全法の施行に合わせまして平成28年4月1日とし、経過措置といたしまして、改正前の条例に規定しております相談員は改正後の条例第5条に規定する相談員とみなすとしております。

以上で議案第15号の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。なお、発言は簡明にお願いいたします。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 説明を今お聞きいたしまして、62ページの第7条で、研修の機会を得て、より専門的な知識を持たれて事に当たっていただけるということですが、どんな研修の内容かというのを、少し専門的なこと、どんなことがあるのかを聞かせていただけるとありがたいと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 生活環境課長。

○生活環境課長（藤田佳宏君） 専門的といたしましては、内容が専門的といいましても、最近、今ですと電気事業の自由化とか、そういった新しい分野が出てきておりますので、どんどんそういったものの新しい研修ということで、国民生活センターというところが実際に運営している研修学校、または研修機会なのですか、そういったところに2泊3日、これ相模原市にもあるのですが、去年は6人なのですが、24日ほどそういった新しい研修にも行っています。それから、県内というか、地区の相談員さんにおきましては、第1回目は大田原市のほうが会場として会議室があるものですから、そちらのほうで月に1回相談員さんが集まって、お互いに交換したりとか、そういった機会は設けるようにしてございます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） これまでの相談員が引き続きやっていく形だと思います。常勤1名、非常勤が……
（何事が言う人あり）

○委員（千保一夫君） 今何人いるのか。

それと、その日のうちに連絡は、資格者というのは何人ぐらいいるのか。これさつき、日曜、祝日は除いてということのようですけれども、人数が多ければ10回に1回ぐらいずつ交代で、6人だと1カ月半に1回ぐらいしか回ってこないぐらいなので、そういう休日にも1人ぐらい対応するとか、1人で対応は難しいと思うのだ。複数いないと、いろいろな回らない部分があるのだと思います。そういう対応の現状はどうなっているのか。それと、今までは事務職ぐらいしかいなかったです。相談員になって、何といいますか、それをお聞きします。

○委員長（高瀬重嗣君） 生活環境課長。

○生活環境課長（藤田佳宏君） それでは、お答えいたします。

ただいまのまず第1の質問、相談員の数ということでございますが、非常勤という役職ではございますが、常勤的に勤めていただいている方が1名おります。そのほかに非常勤、その方は専任相談員というふうにそのほかの方は呼んでいるのですが、その方が1名。この方は月額報酬でございます。それから、その他の日額報酬の相談員さんが現在4名おります。全部で6名体制で運営してございます。

それから、こちらの資格につきましては、現在国というか、資格として与えられておりますのが国民生活センターからの講習等を行っているところから資格をいただいている方が、消費生活専門相談員と呼ばれる方が3名、そのうちの3名が消費生活相談員でございます。それから、消費生活コンサルタント、こちらのほうは日本消費者協会のほうからの認定を受けているものでございますが、こちらの方が3名おまして、現在6名とも資格を有しているという状況でございます。

それから、土日の勤務というところではございますが、専門の3名の方でございますが、そちらにつきましては、一応現在消費者の窓口ホットラインというものがございまして、そちらのほうは皆さんご存じかと思いますが、188、これにつながるようになってございます。こちらにつきましては、それを回しますと、日曜、祝日の場合は国のほうにつながるようになってございます。それから、土曜日が栃木県消費生活センター、そちらのほうにつながるようになってございます。ですから、188をかけていただきますと、今つながるといような状況でございますので、また単独で市町の消費生活センターが開所しておりますも、なかなか専門機関との連絡とかがつきづらいたるところがございまして、こういった方法で今のところ是对応しているような状況でございます。

それから、最後に、事務所勤務のお話ですが、事務所長は消費生活センターには常駐してはございませんが、生活環境課の職員は事務としてかかわっております。1人分ということではないですが、常に消費生活センターのほうとは連絡をとり合いまして、そのほかにセンター長として、私、生活環境課長がセンター長という役割でございます。職員のほうは、消費生活センターの企画運営とか生活相談の検討確認とか、つながりとか、そういったものの事務は生活環境課で担ってございます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 特に今度こうして内閣府令による単価基準を斟酌していることで、具体的に大きく改善されたというふうに、そういうところはどこの、メリットはどういうところの部分ですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 生活環境課長。

○生活環境課長（藤田佳宏君） 大田原市の場合は、消費生活センター、以前から整備されてございまして、

今回消費生活センターの活動を評価するというような内容で条例化するということで、こういったことが義務づけられておりますが、大田原市の場合は消費生活センター、早くから取り組んでおりまして、ほぼ条例改正に当たりましては、それが明確化されたということでありまして、特別変わったような状況ではないということでございます。

○委員長（高瀬重嗣君） 印南委員。

○委員（印南典子君） 条例の改正に伴って、規則で定めるということになってはいますが、実際の行政事務というのは規則に沿って行われると思うのです。この改正点についての規則の改正とかはもう行われていて、行われているとしたらば、どんなふうに規則が変わっているのか教えていただきたいのですが。

○委員長（高瀬重嗣君） 生活環境課長。

○生活環境課長（藤田佳宏君） 規則のほうも改正は進んでございます。まだ施行はされておりませんが、同じ4月1日で施行されるということでございますが、規則の改正につきましては、この規則につきましては、条例で施行に関して必要な事項を定めているというところでございます。今ご説明したとおり、事務を実施する日時等を規則で定めておりますことと、相談員の定数、これを8名以内としていること、それから相談員の任期も規則で定めておりまして、2年としております。

以上が規則の中で定めている事項でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） 印南委員。

○委員（印南典子君） ありがとうございます。こういった条例の改正については、そこに対応する規則か何か添えていただくとより内容がわかって検討しやすいので、今後ご検討をよろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 2点といたしますか、現在格差社会が広がっている中で、消費者に対するご商売されている方たちのほうも危機感というのがあるのだと思うのですけれども、先日市内で親不孝通りでちょっと被害があったのを、こちらで相談を受けました。こういったものは、専門職がお勉強されていると思うのですけれども、ああいった親不孝通りなんかでは、普通の基準ではちょっと通用しないような問題がございますので、その点もいろいろ考えて、専門職の方にもそういったところの内容を加味していただくようにこれからもよろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに意見はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第15号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ご異議ないものと認め、議案第15号 大田原市消費生活センター条例の全部を改

正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

生活環境課長はご退席ください。

(生活環境課長退席)

◎議案第25号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第2、議案第25号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（矢澤秀夫君） 議案第25号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国保年金課長よりご説明させますので、よろしく申し上げます。

○委員長（高瀬重嗣君） 国保年金課長。

○国保年金課長（福田好則君） それでは、大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

198ページをごらんください。議案書の補助資料は200ページでございます。改正の趣旨でございますけれども、本市の国民健康保険運営協議会の委員の定数につきまして、退職被保険者等の人数が被用者保険等、保険者を代表する委員を加える基準を下回ったことから、大田原市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。国民健康保険の被保険者で厚生年金等の受給資格がある60歳以上65歳未満の被保険者及びその被扶養者を退職被保険者等と規定しておりますけれども、この方々の保険給付費につきましては、国民健康保険税以外の財源は被用者保険等保険者の拠出金で賄われていることから、国の設置基準により被保険者数が1,500人以上かつ被保険者に占める退職被保険者等の割合が3%を超える国保の保険者は、国民健康保険運営協議会委員に被用者保険等保険者を代表する委員を加えることとされ、本市におきましても国民健康保険条例において3人の定数を定めておりました。

平成20年度に前期高齢者の医療に関する財政調整措置が設けられたことによりまして、退職者医療制度は廃止されました。現在は、経過措置としまして平成26年度末まで退職被保険者等の新規適用が認められておりましたが、新規適用に関する経過措置が終了したことで、平成27年5月末における退職被保険者等の数が基準の1,500人を下回ったため、当該委員の定数を規定する関係分を改正するものでございます。

201ページの新旧対照表をごらんください。第2条第2号に規定する被用者保険等保険者を代表する委員3人を削り、3号及び4号をそれぞれ2号及び3号に改めるものでございます。

199ページをごらんください。附則といたしまして、この表では平成28年4月1日から施行するものとするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。質疑ありませんか。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 今、平成28年の当初ですと何人ぐらい……

○委員長（高瀬重嗣君） マイクをお願いします。

○委員（千保一夫君） 退職被保険者は平成28年度の当初ですと何人、予算書を見ればわかるのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣君） 国保年金課長。

○国保年金課長（福田好則君） ご説明申し上げます。

平成28年度の退職被保険者の見込みの人数でございますけれども、平成27年の5月に1,452人ということで、1,500人を下回りまして、平成28年1月末では1,189人ということで、今後毎年新規適用がございますので、平成31年度末には全ての方がいっしょになくなるという見込みでございます。

（「31年度末ですか」と言う人あり）

○国保年金課長（福田好則君） はい。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにありませんか。

ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第25号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ご異議ないものと認め、議案第25号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可とすることに決定いたしました。

市民生活部長、国保年金課長はご退席ください。

（「委員長」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（矢澤秀夫君） 済みません。先ほど、消費生活センター条例の全部を改正する条例の制定の一部、読みかけのものですから、担当課長のほうからちょっとご説明をさせていただきます。

○委員長（高瀬重嗣君） 生活環境課長。

○生活環境課長（藤田佳宏君） 申しわけありません。先ほど研修の回数ということでお答えしたところだったのですが、そちらにつきまして24日間というお答えをしたのですが、これ平成26年度で24日間でございます、平成27年度におきましてはいろいろな制度とかできたということもありまして、平成27年度は36日間研修に出席してございます。

以上です。申しわけございません。

（市民生活部長、国保年金課長退席）

◎議案第23号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第3、議案第23号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤 宏君） 保健福祉部長の佐藤でございます。また、本日同席しておりますのは、高齢者幸福課の齋藤でございます。

それでは、議案第23号について担当の齋藤のほうから説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 高齢者幸福課長の齋藤と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、私から議案第23号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

まず、議案書補助資料146ページをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。概要でございますが、平成28年4月1日から介護保険法及び関係政省令の一部の改正によりまして、地域密着型通所介護、デイサービスの創設が施行されるのに伴い、大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。改正条文が多くありますので、主な改正点の予定につきまして、186ページの資料1によりご説明申し上げたいと思います。186ページの資料1になります。

改正の内容でございますが、介護保険制度の改正に伴い、現在栃木県が指定、指導、監督している通所介護、デイサービス事業所のうち、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所が平成28年4月1日から地域密着型通所介護事業所となりまして、事業所所在地の市町村に指定、指導、監督権限が移行されるものであります。本市におきましては、平成27年12月1日現在、市内に所在している通所介護事業所は27カ所あり、そのうち11カ所の小規模な通所介護事業所が栃木県から大田原市に指定、指導、監督権限が移行される予定でありまして、市が事業所を直接監督等することによりまして、地域との連携及び運営の透明性を確保することがより可能となるほか、設置についての必要性の判断が迅速になることが期待される所でございます。

続きまして、資料2、187ページをごらんいただきたいと思います。条例改正につきましては、このたびの権限移譲、現在栃木県が指定指導している通所介護事業所で定員18人以下の小規模事業所は平成28年4月1日から地域密着型通所介護事業所として本市に権限が移行されることによりまして、大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を省令の改正に準じて改正するものであります。具体的には、現在条例の体系が第1章の総則、第2章の定期巡回、臨時対応型訪問介護看護から第9章看護小規模多機能型居宅介護として第1章から第9章まで、202条まで規定されている条例に、今回の介護保険法の改正によりまして栃木県から本市に移行される地域密着型通所介護について、第9章の次に第10章として第10章地域密着型通所介護、第1節基本方針、第2節人員に関する基準、第3節設備に関する基準、第4節運営に関する基準、第5節指定供用通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準のほか、第1款から第4款までと、新たに1章を追加するものであります。

なお、それ以外の改正の主な理由といたしましては、介護保険法の改正によりまして地域密着型通所介護が追加されることに伴い、条ずれができたことによる一部改正、また第4章から第9章でそれぞれ規定する運営に関する基準によって第10章が追加されたことに伴う削除、または追加により準用している箇所の一部改正であります。これらの一部改正につきましては、全て国の政省令の準則に基づいたものでございます。

145ページの改正文に戻っていただきたいと思っております。こちらでは、附則といたしまして、施行期日として、この条例が平成28年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上で議案第23号の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

小林委員。

○委員（小林正勝君） 予算書の170ページ、第208条の3、ちょっと今まで私、初歩的な問題なのですが、改めて聞いたことがありませんので、ちょっとお聞きしますけれども、利用者が支払わなければならない費用として食事代、これは1食どのぐらいなものなのでしょうか。

それと、日常生活に必要な費用ということですが、これは例えばどんなものをいうのか、お聞きします。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） まず、食事代ということでご質問いただいたかと思っております。こちらに来ております基準では、食事代と書いてあるのですが、それは施設ごとにまちまちということで理解しているところなのですが、きちんとした基準、幾らというのは記載ございません。

あと、もう一つが、済みません。

○委員（小林正勝君） 日常生活に必要なもの。これは、例えばどんなものになるのか。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 済みません。申しわけございませんが、日常生活ということですのでよろしいのでしょうか。これ具体的には、一応生活費ということなので、身の回りのものの消耗品的なものが入るかと思うのですが、例えばティッシュとか、あとはタオルとか、そういったものが入るかと思っております。

○委員（小林正勝君） ある程度限定されているのかなと思うのですが、それは別で構わないのですか。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） サービスのところでは広く捉えられておりまして、細かいものがちょっと子細な記載がないということなのですが。

（「預けたことないからわからない」と言う人あり）

○委員（小林正勝君） わかりました。それで、1カ月どのくらいかかるか、とも思ったのだけれども、これは出ないですね。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 先ほど費用基準額というのがございまして、金額的な食費というのは1,380円。

（「食事。1日ですか」と言う人あり）

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） これは限度です。

（「1日ですか」と言う人あり）

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 1日当たりです。

（「上限ということですね」と言う人あり）

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 基本的には、考え方といたしましてはサービスで一番いいということで、プラスあと食費も全額ということになっています。あとは、居住費、それと先ほどの日常生活費ということになっています。3要素がプラスされて……

（「これは上限はないのですか。日常生活費には上限はないのですか」と言う人あり）

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 上限はないです。

○委員長（高瀬重嗣君） 小林委員。

○委員（小林正勝君） わかりました。

もう一つ、173ページ、214条3項、研修会の機会、これもやっぱり研修会の機会を確保するとありますが、これは何日ぐらい予定している。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 第214条のところに研修とありますけれども、第3項でよろしかったでしょうか。

○委員（小林正勝君） はい。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） これにつきましても、日数、そういったものの回数の提示ございませんで、他に例えば3日間とか、何日間かのそういった介護の研修とか、いろいろ医療的なものとか、日常生活の身の回りの方法というのでしょうか、例えば体を入れかえたりとか、そういったいろいろ研修ございますので、その中から必要に応じて受けていただくということだと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 結局詰まるところ、県の所管だったものが市町村に移管されて、何がどうか、何か変わったものがあるのかどうかというのが一つ。今のさっきの料金や何かも、利用料なんかもちろんそうですけれども、それと今度のこれは指定地域密着型と変わって、現在の県の管轄のもと、本人負担が今度これ、今までの県の管轄だったときと同じ内容なのかどうか、市町村のときに何が変わったか、そういうので。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） まず変わった点ですね。変わった点というのは、直接市が事業所に対して指定、あとは指導監督を行えるという立場になりましたので、より近い立場というか、細かいところまで、その地域、地域に合ったような考えに基づきまして指導ができるようになったということが一つ。あとは、少人数で生活圏域に密着したサービスが原則になるわけなのですが、その際、地域の連携であったりとか、あと運営や透明性の確保、それが県で見ていたよりは市町村に移管されたことによってよりできるようになったということがあるかと思えます。あとは、基準だと思うのですが、指導の基準でしょうか、そういったものに関しては、県から移管された後も市町村は基本的には踏襲するという形になるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 詰まるところ、県が今まで管轄していたときに行っていた助言指導とか、そういったものと市町村になったら、今度よりきめ細かなものと、それと今まで県が管轄というか、きめ細かな指導や何かができているかということになるのかということなので、市町村になってもう少し、例えば要支援1、2とか、そういったものはもともと、この前開示されて市町村の管轄になったとか、そういうことで、市町村がより多く独自の住民負担の軽減とか、あるいは今のきめ細かなというのが本当にきめ細かなサービスができるように、きめ細かなサービスができるということは大変いいけれども、きめ細かなサービスをしたら、サービスの報酬を、施設側も報酬をもらわないとやっていけないでしょう。そうすると、今のところ国がやっていることは全部介護制度そのもの、かなり財政負担が多いということで、かなり国のほうでも附帯資料を持っているので、なるべく国の負担を軽くしたい、重荷を軽くしていきたいという思いがある。県がやってきたことを今度小規模の市町村に移管して、そして県の負担を……

○委員長（高瀬重嗣君） 千保委員。意見ではないですね。質疑ですね。

○委員（千保一夫君） 軽くしたいという、そういう思いがあると、今度市町村に来たときに市町村の負担がふえるとか、そういうことで県の移管する目的が、まず本当にきめ細かなサービスができるということだと、市町村がより多くの負担をしていくということになっていくことにつながらないのか、そういう意味で、管轄が変わることで大きく変わるものがあるのではないかと、そう思っております。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） まず基準の面からいきますと、基本的には、国が示されて基準どおりやっているものがございますので、それに関しては県と市のほうで再度出ないということが原則だと思うのですが、一つ、市が新たに今度移管されるといいますと、直接事業所の運営自体を監査というか、意見聴取ですか、そういったものに参加できるという会がございまして、運営推進会議というのがございまして、これはおおむねいろいろ区分によって違うのですが、二月に1回とか六月に1回とか行われるものなのですが、そういった市の職員、あと包括職員も含めてなのですが、そういった職員が参加することによって、よりきめ細やかな指導監督ができるということが一つです。

あと、サービス費用にも転嫁されるかどうかという、たしかそういったご質問かと思うのですが、それに関しては主に事業所からの正否に基づくものですので、市町村に参加するからといってサービス費用が上がるとか、そういったものではないと思います。

あと、もう一つ、市の負担がふえるということではございますが、当然指導監督権が移りますので、例えばそれに関する監査、そういったものの準備や、あと当日指導監査という形で大体半日から1日程度かかるものですから、それも何人か、4人程度ですか、そういった職員と一緒に事業所に入って指導監督するものですから、職員の負担というのでしょうか、そういったものは当然ふえてくるということで理解しております。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 今運営協議会が、今までも運営協議会あるところ、今度の運営協議会のメンバーも変わりますね。そうすると、市役所の職員と一緒に包括支援センターの職員なんか運営協議会とかに入

ってくると、包括支援センターの職員というのは施設そのものから出向している、派遣されているというか、出向している、そういうケアマネジャーみたいな形の人もありますね。ケアマネジャーというのはどういうもの、出向している人、施設から来ている。その人が今度、いろんな施設の運営協議会のメンバーになっていくということになると、なかなか運営協議会の権限が強いといろいろぎくしゃくしたものが出てきやしないのかな、その辺のところはどうなのですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 今の質問なのですが、基本的にはおっしゃるとおり、包括の職員というのは、それぞれの事業所さんのほうから出向されて、市としての立場で事務を行っているわけなのですが、そういった面で、例えば行った先々の事業所と関連がない職員をつけたりとか、そういった配慮はしているところがございます。それは、やはりその辺は事業所の職員で来ている方が、その人独自で例えば運営会議を制御と言ってはあれですけれども、参加しているわけではなくて、あくまでもやはりそれに対して、ご自分がやった基準とか、そういったものを踏まえて指導監督するというのであれば、あとは構成員、ほかに各利用者であったりとか、利用者のご家族とか、あとは知見を有する者とか、当然市の職員もありますので、そういった中での1人ですので、特別その方がどうこうという話ではないかと思うのですが。

○委員長（高瀬重嗣君） 何かありますか。

○委員（千保一夫君） では、申しわけありません、短く。

包括支援センターの職員が施設からの派遣である、これはどこでもやっていることなのですか。よその市でもどこも。そういう特別な事業所に属さない職員で、包括支援センターの運営などできないものなのですか。そんな意味で、それは包括支援センターから派遣された運営協議委員が自分の事業所ではない事業所を見ることになりますから、その辺の守秘義務やその他のことで、どっちみちそうやって指摘されれば、それは公表しなくてはならなくなってきましたね、事業所が。そうすると、ほかの事業所に所属している者から指摘されて、それで悪い言葉で言えば嫌みも含めて指摘されたときに、不利益な指摘をされて、それでも公表しなければならなくなるだろうということになると、その辺で特定の事業所に所属している者が包括支援センターにいと、その辺のしっかりしたものができないかと心配をしているので、包括支援センターの職員を事業所に属さない者だけで包括支援センターを運営していくことはできないものなのですか、その辺のところをちょっと。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 大田原市の地域包括センターを創設というのですか、そういったメンバーをどうするかというのは、ちょっと私そこまでは確認しておりませんので、ちょっとお答えできない部分ではあるのですが、お調べして後でということによろしいでしょうか。

○委員（千保一夫君） 前からやっている、前からそんなようなことで。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） はい。導入時期からなのですが、その辺の議論があったかどうかも含めましてお答えしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○委員（千保一夫君） 運営できるかどうかということではなくて、議論がそこにあったかどうか。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） そうですね。まずはそこを。

○委員（千保一夫君） できるかできないといたら。

- 高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） やるようなのということで。
- 委員長（高瀬重嗣君） 議論があったかどうかです。
- 高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） そうです。
- 委員長（高瀬重嗣君） 印南委員。
- 委員（印南典子君） 市が直接指導監督できることによって透明性の確保が高まるというご説明だったのですが、ちょっとこれ個別な案件なのですけれども、施設に入っているお年寄りの方が転んでけがをして、ご家族が救急車を呼んでくださいと、直接その施設にと言ったら呼ぶ必要はないと言われたのですけれども、家族の方が呼びました。救急車の方が来ました。どうして転んだのかといったことを言われたときに、家族の方は説明を受けていないので説明できませんでした。救急隊の方が施設に介護日誌を出してくださいということだったのです。そうしたら、日誌がないということで、救急隊の方からのアドバイスで随時というか、ちょくちょく介護日誌をつけてくださいというようなことを言ったほうがいいですよというアドバイスを受けたのですけれども、今後は市が直接単独できるということは、そういうことがありましたよということを市に相談すれば、市のほうから直接施設のほうに指導なり是正なりということをしていただけるようになるという理解でよろしいのでしょうか。
- 委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。
- 高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 今議員お話がございましたように、そういったことで市がその後指導監査をすることになるかと思えます。
- 委員長（高瀬重嗣君） 印南議員。
- 委員（印南典子君） では、ご相談受けた方には、その旨お話ししても大丈夫ということでしょうか。
- 高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） はい。
- 委員（印南典子君） ありがとうございます。
- 委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑ありませんか。
ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。
次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。
（「なし」と言う人あり）
- 委員長（高瀬重嗣君） 意見は以上で終了いたします。
それでは、採決いたします。
議案第23号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う人あり）
- 委員長（高瀬重嗣君） ご異議ないものと認め、議案第23号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第24号 大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、議案第24号 大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤 宏君） 続きまして、議案第24号につきましては齋藤課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 続きまして、私のほうから議案第24号 大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まずは、議案書の補助資料191ページをごらんいただきたいと思います。概要であります。平成28年4月1日から介護保険法及び関係政省令の一部の改正によりまして、介護予防、認知症対応型通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成28年度から運営推進会議の設置が義務づけられることから、地域との連携に関する規定を追加するため、国の基準に合わせて本市が定めている条例の一部を改正するものであります。

続きまして、資料197ページをごらんいただきたいと思います。資料に基づきましてご説明させていただきます。改正の内容でございますが、介護保険法の改正に伴い、要支援1、2の方を対象とする介護予防、認知症対応型通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成28年度から運営推進会議の設置を義務づけ、地域との連携等に関する規定について所要の基準を改正するものであります。地域との連携等として、新たに第39条第1項として、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員、または地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね六月に1回以上運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、要望、助言等を聞く機会を設けなければならないと追加するものであります。

また、第39条第2項として、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表しなければならないと追加するものでございます。改正はございませんが、第39条第3項は、事業所は地域との交流を図らなければならない、4項で事業所は、利用者からの苦情に関して、地域等が派遣する者が相談及び援助を行う事業等に協力するよう努めなければならないとしております。また、第39条第5項として、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者でない者に対しても、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならないと追加するものでございます。

なお、それ以外の改正の主な理由といたしましては、介護保険法の改正による条ずれ、第39条を改正したことに伴う第62条の削除、または追加により準用指定箇所の一部改正等であります。これらの一部改正につきましても、全て国の政省令の準則に基づいたものでございます。

190ページの改正文をごらんいただきたいと思います。こちらでは、附則といたしまして、施行期日としてこの条例は平成28年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上で議案第24号の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 39条の5項の同一の建物に居住する利用者に対しては、サービスを受けると、これらに努めなければならないということですが、これは報酬はもらってもいいという意味ですか。これは、サービスはするけれども、報酬はもらえないのか、サービスをしなければならないのか、サービスは提供するのみか。その方向性。その記載がない。通常の福祉費用のように払っていいのかどうか。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 第39条第5項でよろしいですね。

○委員（千保一夫君） はい。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 提供にこのように努めなければならないと、この部分についてのサービス費用が転嫁されるのかどうかということ。

○委員（千保一夫君） サービス料、費用を取っていいのかどうかということ。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） これにつきましては、申しわけございません、お調べしてということよろしいでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 結構なのですが、あと本当に非常に細かくて理解ができないので、これは、この最後にあるのは図式か何かで、ここを何か参考の図、常任委員会ぐらいはそういうのをつくってやっていただかないと、非常に難しく、今の65条のほうも赤く改正点の下の第39条第1項という介護予防についてを云々とういうことで、六月からの二月と、こういう読みかえる。これが別なところでは、二月だったのを六月に変えるというのがありますよね。運営協議会か何かは二月に1回のところを六月に1回こう変える。こういう六月を二月に変える。この辺で何かちょっと対照するのも非常にややこしくて難しい。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 今おっしゃられた運営推進会議の頻度の問題かと思うのですが、二月とあと六月と。これは、それぞれの会合の区分によりまして違っておまして、二月に1回でありますと例えば小規模多機能型居宅介護事業所とか、そういったもののサービスです。あとは、認知症の高齢者へ繰り込むわけですね。こういったものを二月に1回なのですが、認知デイと呼ばれる今回の改正は、たしかそこまでの回数はないという判断で六月と言っているのではないかなと理解しているところなのですが。ですから、サービス区分によって頻度が変わるということかと思えます。

（「六月の言いかえとありますけれども」と言う人あり）

○委員（千保一夫君） 195ページの65条のところの65の下に、一番下に赤く書いてある赤い改正点。このところに、介護職の、また居宅介護について知見を存する者、六月とあるのは二月と読みかえる。ここに別枠が2つ。

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、ちょっとよろしいですか。六月を二月に読みかえているところはある

のは見えるのですが、二月を六月に読みかえているところはどこかございますか。

○委員（千保一夫君） 113ページの39条のところが、これが6カ月に1回以上というの、39条のところにある。

○委員長（高瀬重嗣君） これは、新しく新設される場所ですよ。読みかえる場所ではなくて。六月を二月には書いてあるけれども、二月を六月というのちょっと見当たらないんですけども。よろしいですか。

印南委員。

○委員（印南典子君） 同じく39条なのですが、2項なのですが、記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないということなのですが、具体的にこの公表の方法、または公表されたため閲覧の方法等がわかりましたらよろしくお願いします。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 第39条の第2項でよろしいですね。

○委員（印南典子君） はい。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 公表に関しましては、基本的には事業所さんへの市からの通知ということと考えております。あとは、今後ですので、例えばインターネットとかそういったものが対象にはなってくるのではないかなとは理解しているところなのですが。

○委員長（高瀬重嗣君） 印南委員。

○委員（印南典子君） 市からの通知というのは、公表というふうには言わないと思うのですが、公表については、ではまだ具体的には決まっていないということですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 公表自体は、事業所が外部評価を受けた場合で、その際も事業所が公表するということなので、例えば事業所であれば、ご家族の方とか、あとは当然構成メンバーに入っている自治会の代表の方とか、そういった方が見られるのではないかなとは思っています。

○委員長（高瀬重嗣君） 印南委員。

○委員（印南典子君） 事業者が公表するということはわかったのですが、どういった形で公表するのかということをお聞きしているのですが、

○委員長（高瀬重嗣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤 宏君） 推進会議は、まず委員の構成としましては、利用者さんとか利用者さんの家族さんとか、それからその地域の老人クラブとか市の職員とか、地域にいる例えば民生委員さんとか、そんなようなイメージで見てもらってよろしいかと思うのですが、各事業所にそういう運営委員会とか設置されますね。設置された中で、先ほど言ったように2カ月に1度とかに運営推進委員会を開催しまして、その中でそういった方々から評価を受けるわけです。評価、また指摘等がありますよね。それを受けた事業所については、自分の事業所をみずから自分のインターネットで運営推進会議の議事録などを事業所ごとにインターネットで公表していくと、ホームページを使ってという形になるかと思いますが、イメージとしては。

○委員（印南典子君） インターネットで。

○保健福祉部長（佐藤 宏君） はい。イメージとしては。

○委員長（高瀬重嗣君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 今の193ページの39条で、地域包括支援センターの職員の介護、知見を有する者とか、そういうものによって、あるいは市の職員も入れて、地域住民代表者、こういうところで指摘を受けたものについて、点数だけの評価というのではなくて、要望とか助言とかを受けた者全てをこれを記録をして、全てを公表しなければならないことになるのですか、これだと。事業所としては、公表したくないことなんかも出てくるでしょう。そっくりそのまま記録を公表するようになるのか、誰々がこういうことを発言した、誰か1人が発言したことも記録して、発言のほうを記録して、それを公表するようになるのか。点数なんかを評価するというと、ではなくて、具体的に言葉を公表するとなると、ちょっとその辺のところ、抵抗がある施設もあるのではないかと心配します。そのほうも印南さんもどうかと思うのですね。私もそれを聞いてみたいと思います。

それと、評価委員……

○委員長（高瀬重嗣君） その点を聞かせてください。高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） まず、運営推進会議の設置と運営に関する国のガイドラインが出ておまして、その中には、当然先ほどの評価、要望、助言等について記録を作成すると、まず一つ書いてありまして、その後の公表については、この記録について公表することとありますので、基本的には全て記録されたものについての公表につながるかと思います。

（「委員長いいですか」と言う人あり）

○委員（千保一夫君） 外部評価ということであると、これはもう外部評価というのがありますが、あれは業者、県の社協とか、あるいは民間でやる評価のそういう協会がなってくる、評価の団体、NPOではなくて、何か団体、任意ではない、何か変な団体があって、それが評価を市から委託されるのか県から委託されるのか、そういうことで、そういう外部評価の団体がありますね。有料で、かなりお金かかるやつ。あれが、しょっちゅうずっとぐるぐる、ぐるぐる回ると相当のお金取っているのだと思うのです。だから、ああいうものと今回のこれではもう全く違うだろうと。あれを公表するのに適切か不適切かちょっとわからない。正直言って、余り効果がない外部評価だったと思うのです、前のは。これだと、ちょっと地域住民の代表とか、そういう人たちが助言、要望したり何かしたものを丸ごとそのまま載せるというと、ピンとがずれたような助言とかいろいろあったときにどうするのかと、余計な心配をして読んでいますけれども、その辺どうなのでしょう。本当に丸々そっくり公表しなくてはいけないのか。

○委員長（高瀬重嗣君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 運営推進会議、まずは構成員ということなのですが、国の基準によりまずと第三者委員会ですか、そういったものではなくて、あくまでもその施設にかかわるものということで、先ほど部長からも説明させていただいた利用者、あとは利用者のご家族、それと地域住民の代表者の方、あとは大体知見を有する者というのは先生のことだと思うのですが、先生です。医師、そういった方になると思います。当然そういった方の評価ですので、先ほどの外部評価という意味合いは別なものとして捉えているところです。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんからご発言はございますか。

千保委員。

○委員(千保一夫君) またしつこくて、外部評価のどこか、いわゆるどういうところでやっているかわかりますか。そういう会合施設や何か、評価する団体。時々不適切な動図画というか、余りよくわかっていないというような、そして来て見ても、何か本当にお金払う価値あるのかなという程度のものしかやらない団体でも、だけれども、やっぱり監察官みたいな受け取り方を施設はすると思うのです。ですから、かなり気遣いをする。その割には、案外楽しながら回って歩くような、そういうところにお金を使ってもったいないのではないかなというふうに前から思っていましたので、あれはどこでやるのか。どこでやっているのか、市が委託するのか、県が委託して、施設によって県の管轄なら県が、地域密着型の市が管轄なら市が委託するのもかもしれませんが、費用は評価を受ける側、施設側がお金払うということで、かなりの負担になっているのだと思うのです。余り効果がなっていないで、その辺のところをちょっと。こっちの運営協議会のほうがまだいいのではないかという気がしますけれども、外部評価の変なあれよりは、こっちの運営協議会のほうがまだ親身になった評価をいただいたような気がします。その辺ちょっと改善をすべきこともあれば改善してほしいなど、こういうふうに思います。

以上です。

○委員長(高瀬重嗣君) ただいまの意見は、24号のこの外部評価のやり方は適切だが、ほかのやり方はちょっとおかしいところがあるので、保健福祉部として検討してほしいということですね。

○委員(千保一夫君) 調べてほしいというか、そうですね、検討してほしいということです。

○委員長(高瀬重嗣君) わかりました。

ほかに意見はありますか。

印南委員。

○委員(印南典子君) これではなくて、先ほどは施行規則ということが出てきたと思うのですが、今のご説明だと国のガイドラインに沿ってということだと思うのですが、こういった改正があったところに関しては国のガイドラインをという指針にということでしたら、国の関連する部分に関してガイドラインをつけていただけると、法律とか条例ってガイドラインや施行規則で悪く言えば骨抜きにされてしまうところがあると思うので、そちらと照らし合わせて検討しないとちょっと難しいかなというふうに感じているものですから、もしできたらそういった重要なところはそうようにお願いするとすごく助かります。よろしくお願いします。

○委員長(高瀬重嗣君) 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長(齋藤雅徳君) 2つまずございまして、ガイドラインというのは今回は推進委員会についてのガイドラインというのが1つ出ているということがありまして、あとは条例改正の前には、先ほど申したように法とか青少年の準則というのがまず出るので。準則のまず厚みが相当な、もう本当1センチ、2センチぐらいになるようなものが載っていますので、そんなでもよろしければということなのですが。

○委員（印南典子君） 重要なところに関しては、そこに従って実際には施行されていくわけですので、そこを見ないと、具体的な内容とかそういうのがやっぱり判断できないということがあるので、全部とは言わないのですけども、重要な部分に関してはそうしていただくと検討しやすくなるので、大変だと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに意見はございませんか。

ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第24号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ご異議ないものと認め、議案第24号 大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣君） 以上で当常任委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

本日は、これをおもちまして常任委員会を散会いたしますが、引き続きですが、5分ほど休憩を置いて、11時20分より予算審査特別委員会第2分科会に切りかえ開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

ご苦労さまでした。

午前11時13分 散会

民生常任委員会委員長
